

神奈川県告示第 130 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査を次のとおり実施する。

令和 3 年 3 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 実施の目的

家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域

神奈川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた家きん

4 実施の期日

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

血清検査及び臨床検査による。

6 その他

検査の日時、場所その他実施の細部については、家畜保健衛生所長の指示による。